

役員報酬規則

01	一般	00015
平成13年	4月	1日
改正01	一般	00278
平成13年	12月	7日
改正02	一般	00330
平成14年	11月	27日
改正03	一般	00042
平成15年	2月	25日
改正03	一般	00251
平成15年	9月	26日
改正06	一般	00134
平成18年	4月	1日
改正07	一般	00120
平成19年	4月	1日
改正08	一般	00240
平成20年	4月	1日
改正09	一般	00131
平成21年	4月	1日
改正09	一般	00281
平成21年	7月	1日
改正09	一般	00387
平成21年	9月	4日
改正09	一般	00498
平成21年	12月	1日
改正10	一般	00242
平成22年	6月	21日
改正10	一般	00359
平成22年	9月	28日
改正10	一般	00425
平成22年	12月	1日
改正11	一般	00189
平成23年	6月	23日

改正 11 一般 00278
平成 23 年 8 月 26 日
改正 12 一般 00114
平成 24 年 3 月 30 日
改正 13 一般 00198
平成 25 年 6 月 25 日
改正 14 一般 00470
平成 26 年 12 月 1 日
改正 15 一般 00454
平成 27 年 12 月 21 日
改正 16 一般 00041
平成 28 年 2 月 5 日
改正 16 一般 00421
平成 28 年 12 月 6 日

(総則)

第 1 条 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の役員の報酬については、この規則の定めるところによる。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、理事長及び理事については基本俸給、通勤手当及び業績給、監事については基本俸給及び通勤手当とする。但し、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の基本俸給は、本俸、地域付加給及び賞与とする。

(常勤役員の本俸月額)

第 3 条 常勤役員の本俸月額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 理事長	1, 117, 500円
二 理事長の職務代行を行う順位が第 1 位である理事	954, 600円
三 前号の理事以外の理事	885, 100円
四 監事	698, 600円

(常勤役員地域付加給)

第 3 条の 2 次の各号に掲げる地域の事務所に勤務する常勤役員に対しては、地域付加給を支給するものとし、その月額は本俸月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区 100分の18

二 大阪市 100分の15

(本俸の支給)

第4条 常勤役員の本俸の支給及び金額については、給与規則第4条第1項及び第3項並びに第5条から第7条までの規定を準用する。

(通勤手当の支給)

第5条 通勤手当の支給及び金額については、給与規則第4条(時間外手当にかかる支給は除く。)、第5条、第6条、第8条及び第17条の規定を準用する。

(賞与)

第6条 理事長及び理事の賞与の年額は、第3条に定める本俸月額(以下「本俸月額」という。)及び第3条の2に定める地域付加給(以下「地域付加給」という。)の月額、本俸月額に地域付加給の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、1.29を乗じて得た額とする。

2 常勤監事の賞与の年額は、本俸月額及び地域付加給の月額、本俸月額に地域付加給の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本俸月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、2.82を乗じて得た額とする。

3 役員賞与は、毎年7月1日及び12月10日に賞与の年額の2分の1の額を支給することとし、円未満の端数については12月賞与で調整する。

4 給与規則第22条本文及び第24条第1項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、常勤役員賞与について準用する。また、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第23条第1項及び第2項第一号に該当して解任され、死亡した常勤役員についても同様とする。

(業績給)

第7条 業績給の額は、前年度の全期間就任したものとして支給される本俸月額、地域付加給及び賞与の合計額に100分の106.4を乗じて得た額に評価係数を乗じて得た額を基礎とし、就任した期間につき日割りで支給する。

2 前項の評価係数は、0.00、0.075、0.150、0.225又は0.300のいずれかとし、通則法第32条に基づき、前年度の日本貿易保険の業務実績について、経済産業大臣が行った評価に即して、理事長が定めるものとする。

3 業績給は、前項に規定する評価の結果の通知を受けた日から起算して一月以内に支給する。理事長又は理事が退職し又は解任された場合も、当該年度に係る業績給の支給は同様とする。

(非常勤役員手当の額)

第8条 非常勤監事の非常勤役員手当は、年額800,000円とする。

附 則

1. この規則は、平成13年4月1日から施行する。
2. 平成13年度に支給する賞与については、第6条第1項の評価係数を0.6として算定した額に移行調整額を加算した額を賞与額とする。

附 則

この規則は、平成13年12月7日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

1. この規則は、平成14年12月1日から施行する。
2. 平成14年12月に支給する賞与の評価係数は、第6条第3項の規定にかかわらず、0とし、支給する賞与の額は、同年4月から11月に支給された報酬から、同期間について役員報酬規則の改訂後の規定により算定した報酬の額を減じた額を減ずるものとする。

附 則

この規則は、平成15年2月25日から施行する。

附 則

1. この規則は、平成15年10月1日から施行する。
2. 第6条第1項の規定にかかわらず、平成15年12月に支給されるべき賞与は支給しない。
3. 平成15年度を対象期間とする業績給の額は、理事長及び理事に支給した平成15年度の基本俸給と改正後の本俸月額を基礎として試算した基本俸給額との差額を控除した額とする。

附 則

1. この規則は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成18年3月31日から引き続き日本貿易保険に在職する常勤役員については、第3条の規定に基づき、その者の受ける本俸月額が平成18年3月31日において受けていた本俸月額を下回る場合にあっては、次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額を本俸月額として支給する。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの期間

イ 理事長

1, 179, 400円

- | | | |
|---|----------------------------|--------------|
| ロ | 理事長の職務代行を行う順位が第一位である理事 | 1, 007, 400円 |
| ハ | 前号の理事以外の理事 | 934, 000円 |
| ニ | 監事 | 737, 000円 |
| 二 | 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの期間 | |
| イ | 理事長 | 1, 149, 200円 |
| ロ | 理事長の職務代行を行う順位が第一位である理事 | 981, 600円 |
| ハ | 前号の理事以外の理事 | 910, 100円 |
| ニ | 監事 | 718, 100円 |
3. 平成22年3月31日までの間における第3条の2の適用については、同条中「100分の18」とあるのは「100分の13」及び「100分の15」とあるのは「100分の11」とする。

附 則

1. この規則は、平成19年4月1日から施行する。
2. 平成22年3月31日までの間における第3条の2の適用については、同条中「100分の18」とあるのは「100分の14」及び「100分の15」とあるのは「100分の12」とする。

附 則

1. この規則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成22年3月31日までの間における第3条の2の適用については、同条中「100分の18」とあるのは「100分の16」及び「100分の15」とあるのは「100分の13」とする。

附 則

1. この規則は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成22年3月31日までの間における第3条の2の適用については、同条中「100分の18」とあるのは「100分の17」及び「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

附 則

1. この規則は、平成21年7月1日から施行する。
2. 平成21年7月に支給する賞与は、第6条第3項の規定により算定した賞与の額から一割を減じて支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成21年9月4日から施行する。
2. 平成20年度を対象期間とする業績給は、第7条第1項の規定により算定した業績給の額から5.9%を減じて支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成21年12月1日から施行する。
2. 平成21年12月に支給する賞与は、第6条の規定により算定した賞与の年額から9.1%を減じた額と、平成21年7月に支給した賞与の額との差額を支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成22年6月21日から施行する。
2. 平成22年度に支給する賞与は、第6条の規定により算定した賞与の年額から9.1%を減じた額を支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成22年9月28日から施行する。
2. 平成21年度を対象期間とする業績給は、第7条第1項の規定により算定した業績給の額から8.8%を減じて支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成22年12月1日から施行する。
2. この規則でいう本俸月額とは、第3条に規定する本俸月額に0.25%減じたものとする。
3. 平成22年12月に支給する賞与は、第6条の規定により算定した賞与の年額から15.2%を減じた額と、平成22年7月に支給した賞与の額との差額を支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年6月23日から施行する。
2. この規則でいう本俸月額とは、第3条に規定する本俸月額に0.25%減じたものとする。
3. 平成23年度に支給する賞与は、第6条の規定により算定した賞与の年額か

ら15.2%を減じた額を支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成23年8月26日から施行する。
2. この規則でいう本俸月額とは、第3条に規定する本俸月額に0.25%減じたものとする。
3. 平成22年度を対象期間とする業績給は、第7条第1項の規定により算定した業績給の額から8.8%を減じて支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成26年3月31日までの間、この規則でいう本俸月額とは、第3条に規定する本俸月額に10.53%を減じたものとする。
3. 平成24年度に支給する賞与は、第6条の規定により算定した賞与の年額から24.97%を減じた額を支給するものとする。
4. 平成23年度を対象期間とする業績給は、第7条第1項の規定により算定した業績給の額から18.57%を減じて支給するものとする。

附 則

1. この規則は、平成25年7月1日から施行する。
2. 平成26年3月31日までの間、この規則に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 本俸月額 当該役員の本俸月額に9.77%を乗じて得た額
 - 二 賞与 当該役員が受けるべき賞与の額に9.77%を乗じて得た額
 - 三 業績給 当該役員が受けるべき業績給の額に9.77%を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年12月6日から施行する。